

石川県立能楽堂別館茶室利用時の 新型コロナウイルス感染拡大予防に係る遵守事項

令和5年3月13日

石川県立能楽堂別館にある茶室「対青軒」と「犀庵」を利用する者（以下「利用者」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、石川県立能楽堂が定める「能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」と合わせて、次に記載する事項を遵守してください。

1 事前協議の実施

利用者は、利用申込時に事業内容や新型コロナウイルス感染拡大予防対策について能楽堂と事前協議を行うこと。

2 利用者の遵守事項

催事は利用者の責任において実施するものとし、次の事項を遵守すること

- ① 入口または受付において、すべての来場者に対し、検温と手指消毒の協力をお願いすること。
- ② 発熱（37.5度以上、又は平熱と比べて高い）・咳・のどの痛み等の症状がある者は参加を控えていただくこと。
- ③ 茶室や水屋、待合等においては、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ④ お茶の回し飲みやお菓子の取り回しはしないこと。
- ⑤ いわゆる三つの密（密閉、密集、密接）が発生しないような運営に努めること。
- ⑥ 施設内の換気を十分（常時又は定期的）に行うこと。
- ⑦ 各流派が定めるガイドライン等を参考に感染拡大予防対策を実施すること。
- ⑧ その他、必要に応じて感染予防対策を実施すること。